

苫小牧市立学校医療的ケア実施要綱

1 趣 旨

第1条 この要綱は、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒（以下「医療的ケア児」という）が通学する苫小牧市立学校において、医療的ケア児に対し、安全に医療的ケアを実施し、安心して学校生活を送るために必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

第2条 医療的ケアの対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （１） 学校において医療的ケアを受けなければ、通常の教育活動を行うことが困難であること。
- （２） 学校で医療的ケアを受けることについて、主治医の承認及び指示があること。
- （３） 医療的ケアの実施に当たり、保護者が担うべき義務等に同意した者。

3 医療的ケアを行う者

第3条 医療的ケアは、教育委員会が任用し、医療的ケアを実施する学校（以下「実施校」という）に配置された、看護師または准看護師免許を有した介添員（以下「有資格介添員」という）が実施する。

但し、有資格介添員が病気その他の事由により、医療的ケアを実施することができない場合には、保護者と協議の上、該当日に限り、医療的ケアを保護者が実施するものとする。また、医療的ケア児の体調により、医療的ケアを有資格介添員が実施するより、保護者が実施する方が安全であると実施校の校長及び保護者が判断した場合には、同様とする。

4 医療的ケア児の就学までの流れ

【申請手続】

第4条 医療的ケアの実施に係る申請手続きは、次に定めるとおりとする。

- （１） 保護者は、就学後の医療的ケア実施に係る相談を教育委員会（学校教育課）と行い、申請手続までの詳細について確認するものとする。
- （２） 教育委員会（学校教育課・指導室・子ども支援室「あかり」等）及び校長は、保護者からの相談に対し医療的ケアの目的及び内容について、十分な説明を行うものとする。
- （３） 保護者は、医療的ケアの実施について主治医から承諾を得た上で、医療的ケア実施申請書（第1号様式）を校長に提出するものとする。

【審査】

第5条 医療的ケア実施に係る審査は、つぎに定めるとおりとする。

- （１） 校長は、適宜保護者との教育相談を実施するとともに、主治医から指導・助言等を求めるものとする。
- （２） 校長は、申請内容を確認後、教育委員会に「医療的ケア運営協議会」の開催を要請し、医療的ケアの内容、その他の具体的な内容について検討する。
医療的ケア運営協議会の構成員は、学校関係者（校長・養護教諭等）、教育委員会担当者、医療的ケア児相談室（相談医・看護師等）、主治医とする。
- （３） 校長は、医療的ケア運営協議会での検討結果を踏まえ、医療的ケア実施の適否を判断する。

【承認】

第6条 医療的ケアの実施に係る承認は、次に定めるとおりとする。

- (1) 校長は、医療的ケア実施の適否を検討した結果について、医療的ケア実施検討結果承認依頼書（第2号様式）を作成し、教育長の承認を得るものとする。
- (2) 教育長は、前号の承認依頼の内容を十分に精査し、結果について医療的ケア実施検討結果承認書（第3号様式）により、校長に通知するものとする。
- (3) 校長は、教育長の承認に基づき、保護者に対し、医療的ケア実施適否通知書（第4号様式）により、通知するものとする。

【準備】

第7条 医療的ケアの実施に係る準備は、次に定めるとおりとする。

- (1) 校長は、学校に配置される有資格介添員が決まり次第、速やかに「医療的ケア校内委員会」を開催し、医療的ケアの内容、その他の具体的内容について確認する。
医療的ケア校内委員会の構成員は、校長・教頭・養護教諭・担当教諭・有資格介添員・主治医・保護者等とし、必要に応じて医療的ケア児相談室職員や教育委員会担当者も同席する。
- (2) 校長は、「医療的ケア校内委員会」における確認内容を主治医・保護者から承諾を得た上で、主治医に医療的ケアに関する指示書（第5号様式）の作成を依頼する。
- (3) 校長は、医療的ケア指示書を確認し、有資格介添員等に当該医療的ケア児に係る医療的ケア対応マニュアル（第6号様式）を作成させ、当該医療的ケア児の指導・支援に関わるすべての教職員との共通理解を図る。
- (4) 校長は、保護者に対し、医療的ケアの実施内容等について、医療的ケア実施通知書（第7号様式）により通知する。
- (5) 保護者は、医療的ケア実施通知書の内容を確認し、医療的ケア実施同意書（第8号様式）を校長に提出するものとする。
- (6) 医療的ケアが本人において対応可能（以下「医療的セルフケア」という）な児童生徒の保護者は、指示書の代わりとして、主治医に医療的セルフケアに関する意見書（第5号様式一2）の作成を依頼し、校長へ提出する。校長は、受理後速やかに「医療的ケア校内委員会」を開催し、医療的セルフケアの内容、その他の具体的内容について確認する。

5 医療的ケアの実施

【実施】

第8条 医療的ケアの実施は、次に定めるとおりとする。

- (1) 有資格介添員は、医療的ケア対応マニュアルに基づき医療的ケアを実施するとともに、実施内容等を医療的ケア実施票に記録し、校長に提出するものとする。
- (2) 校長は、前号の規定により実施内容等を記録した医療的ケア実施票を保護者に提示し、実施内容の確認を得るものとする。
- (3) 有資格介添員の医療的ケアの実施に当たり、校長は、教職員等のサポート体制を整える。
- (4) 校長は、医療的ケア児の健康状態に異常が認められた場合は、保護者または主治医と連絡を取り、必要な対応を行うものとする。

- (5) 医療的ケアの実施に当たり、ヒヤリ・ハット事案や事故が発生した場合、有資格介添員は速やかに「医療的ケアに係るヒヤリ・ハット及び事故報告書」(第9号様式)を作成し、校長に報告するとともに、「医療的ケア校内委員会」において発生要因を分析・共有の上、再発防止に向けた取組を検討し進めるものとする。
- (6) 校外における学習については、有資格介添員が同行し、医療的ケアを実施することとする。但し、泊を伴う行事について、日中における医療的ケアのみの場合は有資格介添員の同行も可能であるが、夜間のケアが必要な場合は、原則として保護者が同行し医療的ケアを実施するものとする。

【報告】

- 第9条 校長は、実施した医療的ケアの結果について、月ごとに医療的ケア実施結果報告書(第10号様式)を作成し、翌月の10日までに教育長及び主治医に報告するものとする。

6 経費

- 第10条 申請手続きに係る医療機関に対する文書料及び実施校における医療的ケアの実施に必要な器具及び消耗品等は、当該医療的ケア児の保護者の負担とする。

- 第11条 校外学習及び泊を伴う行事に保護者が同行し医療的ケアを実施する場合の交通費、宿泊費等については、保護者の負担とする。

7 補則

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月25日から施行する。